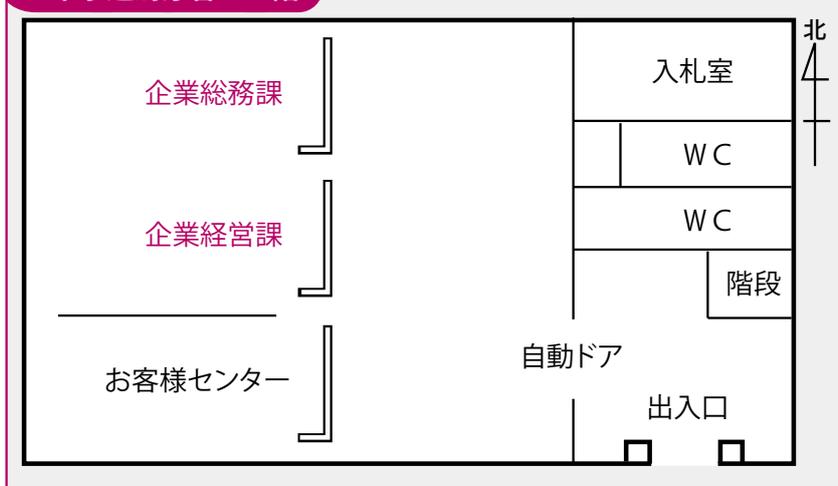


置などが変わります

4月から市役所本庁舎の配置や課名が一部変更となります。
下図の赤字の課が変更となった課です。

上下水道局庁舎 1階



▶企業総務課

☎ 65-1330 FAX 65-1335

- ・上下水道局の人事、契約、財産に関する事など
- ・水道料金、下水道使用料、受益者負担金に関する事など

なお、水道料金に関する問い合わせは、お客様センター（☎ 65-1331）で変更はありません。

▶企業経営課

☎ 65-1575 FAX 65-1335

- ・上水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業の経営に関する事など

▶河川水路課

☎ 65-1576 FAX 65-1276

- ・一般下水路の整備、河川の整備促進など

▶問い合わせ先 総務課

☎ 65 - 1212

FAX 65 - 1216

本庁舎 4階



▶新居浜市営住宅管理グループ

☎ 47-5218 FAX 47-5217

市営住宅の関係で市から発行する
通知文書については、新居浜市営住宅
管理グループの封筒で送付します。

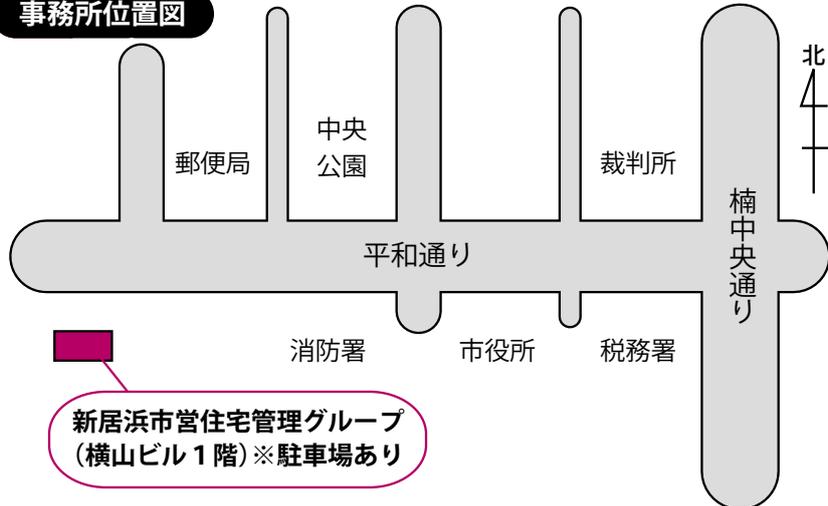
▶問い合わせ先 建築住宅課

☎ 65 - 1277

FAX 65 - 1276

4月1日以降の市営住宅などに関する各種問い合わせ、手続きは次の「新居浜市営住宅管理グループ」までお願いします。

事務所位置図





水道局が上下水道局に変わります

上水道と下水道の業務を統合し、水道局は「**上下水道局**」に変わります。

また、水道総務課と下水道管理課を統合し、「**企業総務課**」と「**企業経営課**」を配置します。

水道局庁舎は「**上下水道局庁舎**」に名称が変わります（場所の変更はありません）。

各課業務内容および配置先一覧

3月31日まで	
環境部	下水道建設課 河川水路 公共下水道
	下水道管理課 下水処理場（所管） 総務（下水道） 業務（下水道） 経理（下水道）
水道局	水道総務課 総務（上水道） 業務料金（上水道） 経理（上水道）
	工務課
	水源管理課

4月1日以降		
環境部	河川水路課 河川水路	本庁舎4階
上下水道局	下水道建設課 公共下水道 下水処理場（所管）	本庁舎4階
	企業総務課 ※配置先が次の2カ所に分かります	
	総務（上・下水道） 業務料金（上水道）	上下水道局庁舎1階
	業務（下水道）	本庁舎4階
	企業経営課 経理（上・下水道）	上下水道局庁舎1階
	水道工務課	上下水道局庁舎2階
	水源管理課	上下水道局庁舎別館2階

庁舎
図は

市営住宅などの窓口が変更になります

指定管理者制度の導入に伴い、建築住宅課に代わり「**新居浜市営住宅管理グループ**」が市営住宅などの管理業務を行います。

なお、今回の指定期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までです。

指定管理者の概要

団体名 新居浜市営住宅管理グループ
 代表者 株式会社第一ビルサービス
 代表取締役 杉川 聡
 事務所 新居浜市一宮町一丁目6番37号
 （横山ビル1階）
 ☎ 47-5218 FAX 47-5217

指定管理者が行う主な業務

- ①入退去に関する業務（入居者募集業務を含む）
- ②家賃の徴収などに関する業務
- ③施設の維持管理・修繕などに関する業務
- ④その他、入居者との連絡、相談、指導などに関する業務

位置
こ